

広島県告示第六十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定によって、指定居宅介護支援事業者として次の者を指定した。

平成二十年一月二十八日

広島県知事 藤田 雄山

指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業所	指定年月日
医療法人社団永慈会	居宅介護支援事業所ゆたか古江	平成二〇年一月一日
株式会社やさしい手広島西	やさしい手横川居宅介護支援事業所	平成二〇年一月一日
有限会社もえぎ	居宅介護支援事業所もえぎ	平成二〇年一月一日
ウエルビー株式会社	サンキ・ウエルビー介護センターしまなみ	平成二〇年一月一日